

浜松市建設工事関連業務委託検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市発注(「浜松市建設工事関連業務委託契約約款」を適用した業務)の建設工事にかかる委託契約(調査、測量及び設計等の業務等)の厳正かつ的確な検査を執行するために必要な事項を定める。

(検査員)

第2条 要綱において「検査職員」とは、浜松市契約規則(昭和39年浜松市規第31号)第35条に定める検査職員をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 完了検査及び指定部分完了検査

委託業務の完了及び部分引渡しを確認するための検査

(2) 既履行部分検査

委託業務の部分払いに伴い、既履行部分を確認するための検査

(3) 中間検査

設計図書に基づき委託業務が適正に施行されているか、完了後明視できない部分及び重要と判断する部分について業務作業中に行う検査

(検査に関する留意事項)

第4条 検査職員は、検査をするときは、あらかじめ対象となるものの内容、契約事項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

2 検査職員は、検査を行うにあたっては、厳正かつ公平に実施し、合格、不合格を決定しなければならない。ただし、合格不合格の判定が困難な場合には上司に報告し、その指示を受けなければならない

3 検査職員は、検査の結果に基づく成果品についての意見を関係者に述べ、技術向上を図るよう指導しなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査職員は、成果品が発注者の意図を満足するか、成果品の数量及び内容の検査を行うものとする。検査にあたっては、成果品、各種記録（照査記録、写真及び業務管理記録等）と契約図書を対比して判定する。

（検査の中止等）

第6条 検査職員は、検査を行う際、次の各号の一に該当したときは、当該検査を中止し、上司に報告するとともにその旨指示を受けなければならない。

- (1) 受注者が検査の立会いを拒んだとき。
- (2) 受注者等が検査職員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わないとき。

（検査の記録）

第7条 検査職員は、検査を行った後、所定の報告書を速やかに提出しなければならない。

（設計図書の送付等）

第8条 契約担当課長は、検査職員の検査となる業務委託契約（変更契約を含む。）を行ったときは、契約完了後速やかに当該業務委託の設計図書を検査担当課長へ送付するとともに、契約金額、受注者名及び履行期間を通知しなければならない。

（検査手続）

第9条 契約担当課長は、完了届又は指定部分完了届及び既履行部分の確認請求を受理したときは、その日から起算して5日以内に関係書類を添付して検査担当課長に送付しなければならない。

2 前項の規定は、不合格の場合における修補再検査の場合について準用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する（一部改正）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。